

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-2
許認可等の種類	漁業権の免許			
根拠法令条例等・条項	漁業法第10条			
許認可等の概要	漁業権の設定を受けようとする者は、知事に申請して免許を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法第11条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区(自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。)、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。</p> <p>○漁業法12条～第15条、第17条、第18条、第34条第1項、同条第2項、第127条 ○水産業協同組合法第50条 ○昭和37年1月30日37-7209水産庁長官「漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問題集送付について」 ○昭和38年4月20日付38水漁第2378号水産庁長官「漁業権の免許に関する事務処理について」 ○昭和47年9月22日付47-290水産庁漁政部長「漁場計画の樹立に関する問答集について」 ○昭和31年5月4日付31水第4289号水産庁長官「漁業権の免許に関する件」 ○昭和26年1月25日最高裁判所規則第1号「漁業法第13条第2項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則」(別紙)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	免許予定日、申請期間を事前に決定するので、処理期間はその際に定められる。			
期間の制定根拠	漁業法第11条第1項			

所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-2
------	-------	------	-----

<p>審査基準 (未設定の場合は その理由)</p>	<p>【参考】「漁業法第13条第2項の規則による裁判所の許可等の手続に関する規則」 (手続の基準) 第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十三条第二項及び第三項(同法の他の規定において準用する場合を含む。)の規定による裁判所の許可及び上訴の手続については、この規則に定めるもののほか、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。 (管轄) 第二条 前条の許可を求める申立(以下申立という。)は、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画を管轄する地方裁判所の管轄とする。 (申立の方式) 第三条 申立は、書面でしなければならない。 2 申立書には、左の事項を記載し、申立人又はその代理人が、署名押印しなければならない。ただし、署名押印に代えて記名押印することができる。 一 申立人の氏名及び住所 二 代理人によつて申立をするときは、その氏名及び住所 三 住所又は居所が明らかでない者の氏名及び最後の住所又は居所 四 申立の趣旨及び原因 五 年月日 六 裁判所の表示 3 前項第三号に掲げる者のほかに同意を得なければならない権利者があるときは、その同意を証する書面を申立書に添えなければならない。 4 証拠書類があるときは、その原本又は謄本を申立書に添えなければならない。 (公告) 第四条 申立があつた場合において、裁判所は、手続を進行すべきものと認めるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 前条第二項第一号及び第三号に掲げる事項並びに申立の趣旨及び原因の要領 二 前条第二項第三号に掲げる者は、裁判所の定める期間内に住所又は居所の届出をすべく、その届出をしないときは、同意に代る許可の裁判をすることがあること。 2 前項第二号の期間は、二月以上でなければならない。 (公告の方法) 第五条 前条の公告は、裁判所の掲示板に掲示し、且つ、官報に掲載してする。 2 裁判所は、相当と認めるときは、新聞紙に公告すべきことを命ずることができる。 (裁判) 第六条 第四条第一項第二号の届出がないときは、裁判所は、決定で、同意に代る許可をすることができる。 (即時抗告) 第七条 申立に関する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>
------------------------------------	---